

全国児童福祉主管課長会議資料
(資料編：総務課少子化対策企画室)

(資料1) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて	1
(資料2) 地域における仕事と生活の調和推進事業(案)	3
(資料3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(案)	6
(資料4) 地域子育て支援拠点事業	14

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課
少子化対策企画室

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

1 改定の根拠

- (1) 次世代育成支援対策推進法第8条(市町村行動計画)及び第9条(都道府県行動計画)
- (2) 行動計画策定指針(三一三-(2))

『市町村行動計画等は五年ごとに策定するものとされていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年度から平成二十六年までを計画期間として策定することが必要である。』

2 改定に向けての関連事項

- (1) 次世代育成支援対策推進法の見直し
- (2) 「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
- (3) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における点検・評価分科会における議論の整理
- (4) 前期計画策定後の各種制度改正

3 次世代育成支援対策推進法の見直しの方向性

(1) 国による参酌標準の提示

・国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画

・市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し

・市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等の評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。(PDCAサイクルの明確化)

4 地域行動計画改定に際しての多様な主体による参画・協働の推進

地域行動計画の改定に関して、例えば、以下のような取組を実施し、個々の事業毎の実績評価とは別に、利用満足度や成果指標など、市民が主体となって評価軸(目標達成指標)を考える仕組みを誘導し、行動計画の企画段階からの住民の参画を促進し、PDCAサイクルの確立といった一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みを構築することが重要。

(参画・協働推進の例)

- ・次世代育成支援対策地域協議会構成員として子育て支援団体が参画
- ・意識調査、ニーズ調査の立案への参画
- ・グループインタビューへの参画
- ・子育て支援団体を構成員としたワークショップによる提言

→企画段階からの参画・協働など、多様な主体による取組の推進について、改正を予定している「行動計画策定指針」に盛りこむことを検討

<参考>

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における考え方

○次世代育成支援の具体的な制度設計に当たって考慮すべきポイント

『子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれら主体の協働を図ること。』

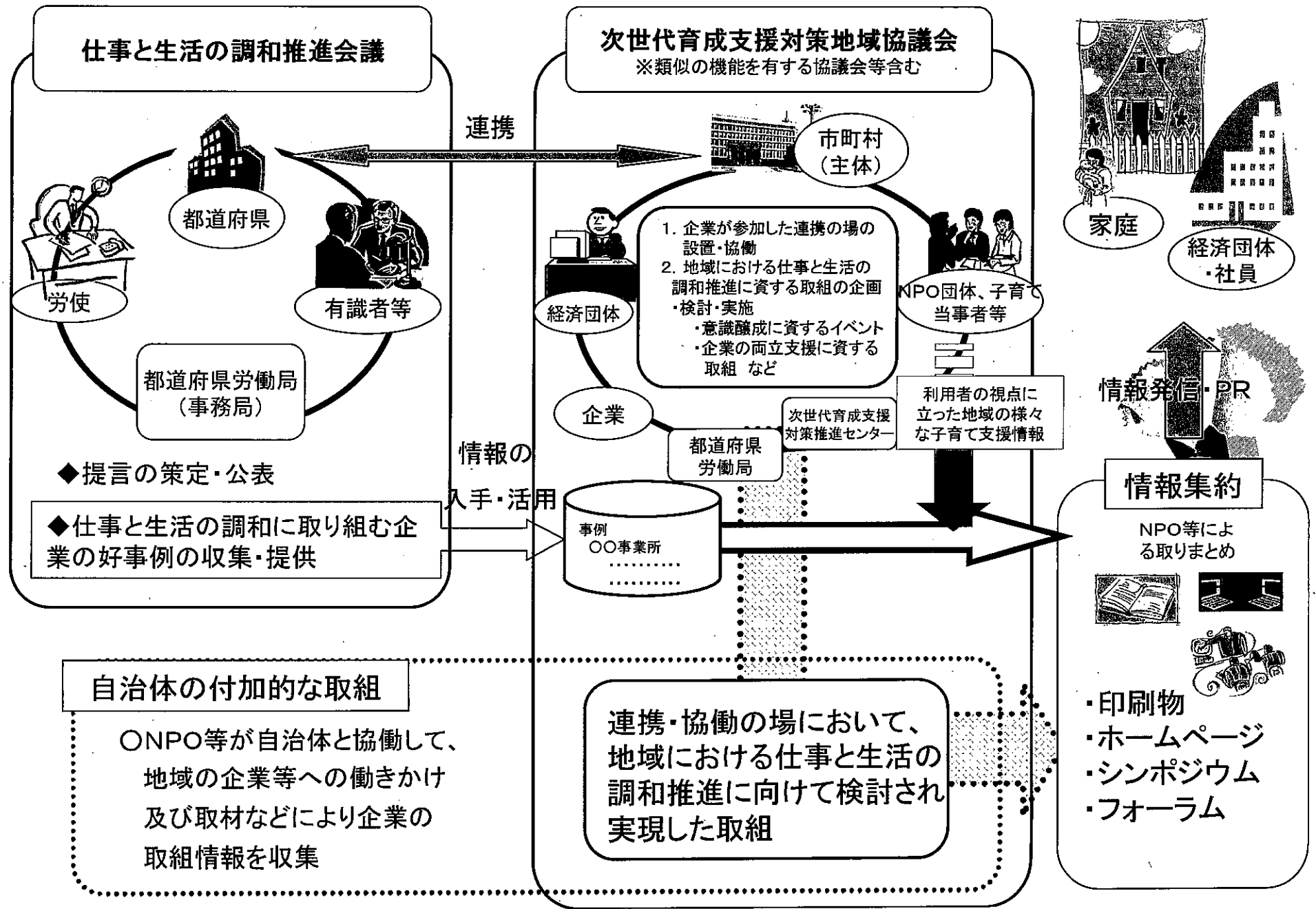
○利用者の視点に立った点検・評価とその反映

『平成21年度までの現行のプラン(「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画)の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛りこんで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させるPDCAサイクルを確立する。』

5 想定されるスケジュール(前期計画策定時を参考)

	厚生労働省	市町村	都道府県
(20年度) 7月～ 8月 9月 10月 3月	○計画策定の手引き ○行動計画策定指針の告示・通知	○現状分析・ニーズ調査の企画 ○ニーズ調査の実施 ○基礎資料の整理完了 ○前期計画の必要な見直し	○市町村への指導・支援を開始
(21年度) 8月 9月 12月 1月 3月		○定量的目標数値の都道府県への報告 ○素案作成完了 ○計画の決定・公表	○市町村の定量的目標数値の取りまとめ、国へ報告 ○素案作成完了 ○計画の決定・公表

地域における仕事と生活の調和推進事業



地域における仕事と生活の調和推進事業（案）

（次世代育成支援対策交付金）

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐるみの子育て意識を醸成することを目的として、次の1～3について、要件を満たし全て実施した場合に次世代育成支援対策交付金のポイント算定対象とする。

5ポイント

事業内容等

1 連携の場の設置・協働

次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団体等との連携・協働の場を設置する。

【要件】

次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。

- ・市町村
- ・企業（経済団体含む）
- ・子育て支援団体（NPO法人など）
- ・子育て当事者（サークル団体など）
- ・その他関係機関（都道府県労働局など、市町村が必要と判断する機関）

2 地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実施

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の両立支援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具体的な取組を企画・検討し実施する。

【要件】

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<取組の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント（例えば、事業主行動計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等）の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援（両立支援）にインセンティブを与えるための行政のバックアップのあり方（企業のイメージアップに資するため、行政が企業の取組をPRする等）など

3 情報収集・発信等

仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例や自治体の取組等を収集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等において情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。(子育て支援団体等を積極的に活用)

(1) 情報収集体制の整備・収集

【要件】

都道府県（労働局が事務局）に設置される「仕事と生活の調和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集体制を整えること。

(2) 収集した情報の内容

【要件】

都道府県との連携や、子育て支援団体等による取材、協議会の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知られていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報（インフォーマルな情報）なども含むこと。

<情報の例>

○両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業（地域）の紹介

○インフォーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO法人の取組内容
- ・子育てサークル等自主グループの内容
- ・相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会 など

○その他地域における必要な情報

(3) 情報発信・PR

①シンポジウム等の開催による情報発信等

【要件】

子育て支援団体や経済団体（商工会議所等）等と連携し、シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

②印刷物の配布等による情報発信等

【要件】

情報発信等にあたっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷物の配布や、子育て情報に関するHPの活用など。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

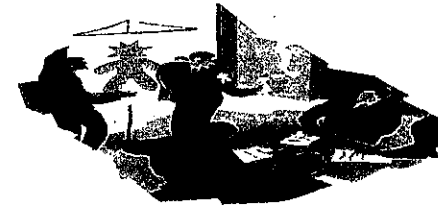
- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 84.1%の市町村で設置(平成19年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、10.9%(平成19年4月・調整機関担当職員の状況)

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（案）

（次世代育成支援対策交付金）

①趣 旨

市町村において、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークの関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

②事業内容

ア 基本事業

- ・調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

(ア) 職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量に関わりなく調整機関の業務以外の、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

(イ) 取組内容

(ア)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

- a 配置職員が児童福祉司と同様の資格の任用要件を満たしていない場合
 - ・別添1のaの「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。
- b 配置職員が児童福祉司の任用要件を満たしている場合
 - ・別添1のbの「更に児童虐待への専門性を向上させるための研修」を受講させる。

イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(ア)～(ウ)の取組を行う市町村に対して交付する。

(ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。
- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
- c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組（別添2参照）

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

- ・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
- ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

なお、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と母子保健法に基づく訪問事業は、各々併せて実施することが可能である。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
- b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

- ・調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組
②のアの(イ)のa又はbの研修を受講した人数に応じて、1人あたり0.4ポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、次の(ア)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

- (ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組
イの(ア)のa～cのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.3ポイントを交付する。
- (イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組
イの(イ)を実施する場合に、1市町村あたり3.6ポイントを交付する。
- (ウ) 地域住民への周知を図る取組
イの(ウ)のa、bのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.2ポイントを交付する。

a 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）

○児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会
⇒社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する
「児童福祉司資格認定通信課程」

○児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会
⇒都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」

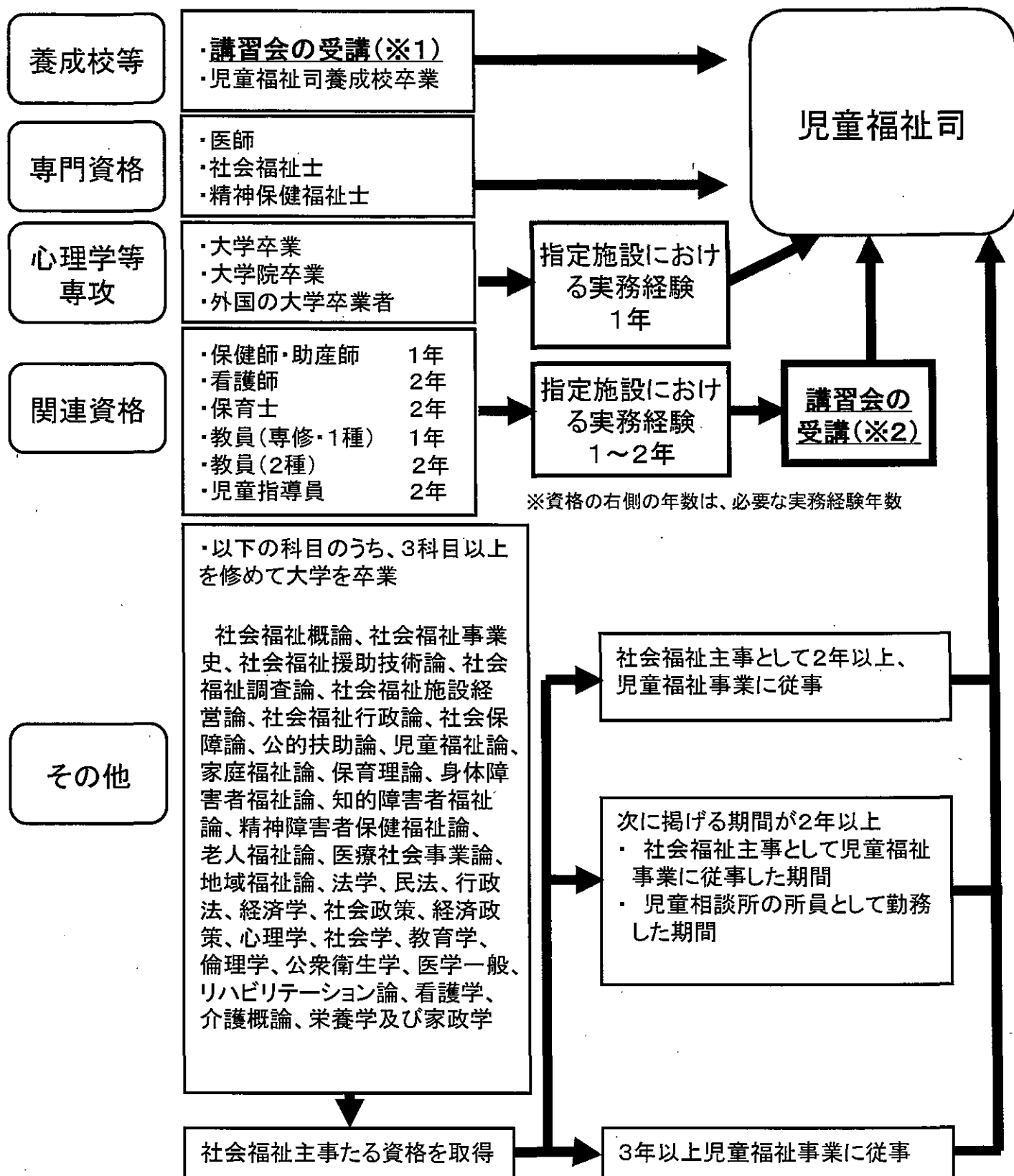
b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修

○子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

- ・地域虐待対応アドバンス研修
- ・テーマ別研修（親への支援、児童虐待に関する諸問題）

○その他、都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

児童福祉司の任用資格要件及び講習会について



【講習会】

※1 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会

○児童福祉司認定通信課程

(実施主体:社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)

※2 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会

○都道府県が行う児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)

指定施設の範囲

- 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。

1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神病院
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 保健所
- 地域保健法に規定する市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設
- 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 保育所
- 乳児院

※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知する。

①指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）

②精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

